

いざという時のために

知って安心の成年後見制度

物忘れが多くなって
通帳やお金の管理が心配

高齢になり、
難しい契約や
手続きが不安



離れて暮らしている
高齢の親が悪質商法の
被害に遭わないか心配



これからも安心して暮らしていくために成年後見制度の利用を考えてみませんか

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。また、本人の意思を尊重し、希望にそった支援が受けられるようにすることも特徴です。

成年後見人等の役割は何でしょうか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、身の回りの事柄に目を配りながら本人を保護・支援します。

具体的には、本人に代わって手続きや契約などを行うことや、預貯金の管理、本人のみで行った不利益な契約の取り消しなどを行います。

代理権

財産管理…預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約についての助言や支援。

身上監護…介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなどの支援。

同意権・取消権

本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意がないまま、本人が契約などの法律行為を行った場合には、支援する人がその行為を取り消すことができます。

成年後見制度には大きく分けて2つあります。

法定後見制度

「すでに判断能力が不十分な方に…」
家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任します。
判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分けられています。

任意後見制度

「将来の不安に備えたい方に…」
元気なうちから判断能力が不十分になった場合に備えて、自分を支援してくれる人を事前の契約によって決めておきます。

判断力が低下する前に、今から備えておけること

■任意後見契約を結んでおく

任意後見制度は、判断力が低下した時に備えて、あらかじめ信頼できる人との間に『どのような支援をしてもらうか』を決めて契約を結びます。

契約は、公証人の作成する公正証書によって結ばれます。

契約にあたり、本人の身上に関する希望等を示した「ライフプラン」を作成し、本人の意思を尊重した任意後見契約を結ぶことができます。

・実際に効力が生じるのはいつから？

本人の判断力が不十分になった場合に、本人や配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者（あらかじめ契約を結んだ人）が家庭裁判所に申し立てを行い、任意後見監督人が選任された時から効力が発生します。

今は大丈夫だけど・・・
今後は心配

判断力のあるうちに
しておける事は
あるかな。



■判断力や身体機能が低下した時に、どう過ごしたいかを考え、周囲に伝えておく

親族や周囲の方に、前もって介護のことや医療に関して自分の希望を伝えておくことで、自ら思いを伝えることが難しくなった時に、あらかじめ伝えておいた思いに沿って対応してもらえる可能性が高くなります。

まずは、“医療や介護が必要になったときに自分はどう過ごしたいか”を考えるところから始めませんか。

ご相談・お問い合わせ

◎下呂市地域包括支援センター（星雲会館1階）

☎53-2100

◎金山支所（金山振興事務所1階）

☎32-3320